

相 談 窓 口

市民相談

専門相談(予約制、祝日・年末年始を除く)
 ・法律相談(弁護士)月曜日 9:00~12:00/13:00~16:00
 火曜日 9:00~12:00
 第4水曜日 9:00~12:00
 木曜日 13:00~16:00
 第2金曜日 13:00~16:00
 ・女性法律相談(女性弁護士).....第1・第3火曜日 13:00~16:00
 ・ファミリー相談(家事問題カウンセラー).....第2・第4火曜日 13:30~16:00
 ・公正証書・遺言相談(公証人).....第1・第3水曜日 13:30~16:00
 ・登記相談(司法書士).....第2・第4水曜日 13:30~16:00
 ・税務相談(税理士).....第1・第3金曜日 13:30~16:00
 ・労務年金相談(社会保険労務士).....第2・第4火曜日 13:30~16:00
 ・不動産相談(宅地建物取引士).....第2・第4水曜日 13:30~16:00
 ・不動産相談(不動産鑑定士).....第3金曜日 9:30~12:00
 ・中高層建築物等相談(弁護士).....木曜日 9:00~12:00
 ・交通事故相談(弁護士).....木曜日 9:00~12:00
 ・許可申請書等作成相談(行政書士).....第1・第3水曜日 13:30~16:00
 ・外国人諸手続き相談(行政書士).....第1・第3水曜日 13:30~16:00
 ・多量債務相談(弁護士).....第4金曜日 13:00~16:00
 ・土地の測量・境界相談(土地家屋調査士).....第4木曜日 9:30~12:00
 *各種相談は都合により曜日が変更になる場合があります。

申問市民相談室 ☎048-259-9037・9038
消費生活相談(消費生活相談員)
 開庁日の9:30~12:00/13:00~16:00
 場消費生活センター(本庁舎1階) ☎048-258-1241
 (土・日曜、祝日の10:00~12:00/13:00~16:00は国民生活センター
 消費者ホットライン ☎188 いやや)

特設相談

人権相談(人権擁護委員)
 3/14(水)13:00~15:00 本庁舎1階市民相談コーナー
 4/11(水)10:00~12:00 本庁舎2階第3会議室
 13:00~15:00 本庁舎1階市民相談コーナー
行政相談(行政相談委員)
 3/7(水)・4/4(水)13:00~15:30本庁舎1階市民相談コーナー
法律相談(弁護士)
 3/15(水)9:00~12:00 安行支所(予約制)
 申問市民相談室 ☎048-259-9037・9038

子ども家庭・教育相談

家庭児童相談室(子育て相談課内) 子育てに関する悩み全般
 月~金曜日(祝日、年末年始を除く) 8:30~17:15
 (家庭児童相談員による相談は9:30~16:30)
 ☎048-259-9005・048-257-3330
発達相談窓口(子育て相談課内) 発達に気になる、遅いなど
 月~金曜日(祝日、年末年始を除く) 8:30~17:15
 ☎048-259-9048
子ども家庭相談室 育児相談・子どものしつけなど
 土曜日(祝日・年末年始を除く) 9:30~16:30
 場南平子ども家庭相談室(南平児童センター内) ☎048-225-6848
 芝子ども家庭相談室(芝児童センター内) ☎048-268-7675
 戸塚子ども家庭相談室(戸塚児童センター内) ☎048-294-7300
児童虐待の相談
 「虐待を受けたと思われる子ども」を見つけたり、ご自身が出産や子育て
 に悩んだときは相談してください。
 ・家庭児童相談室(子育て相談課内)
 ☎048-259-9005・048-257-3330
 月~金曜日(祝日、年末年始を除く) 8:30~17:15
 (上記の日時以外で緊急のときは市役所代表 ☎048-258-1110)
 ・児童相談所全国共通ダイヤル ☎189(いちばやく)
 (児童相談所開所時間以外は、留守番電話になります。)
 ・埼玉県休日夜間児童虐待通報ダイヤル ☎048-779-1154
 月~金曜日 18:15~8:30 土・日曜、祝日は24時間対応
子ども教育相談
 学習や友人関係の悩みや不登校、いじめなど教育全般にかかわる相談
 日10:00~12:00(祝日、休館日を除く)
 場月曜日...戸塚支所会議室
 火曜日...鳩ヶ谷庁舎101会議室
 水曜日...芝支所面談室・新郷支所小会議室
 木曜日...南平文化会館練習室3号
 ※3月の最終週は実施しません
 問教育研究所芝園分室 ☎048-267-8208 担当...教育相談員

いじめ相談テレフォン
 いじめで悩む児童・生徒・保護者の相談
 日~金曜日(祝日を除く) 9:00~17:00
 ☎048-264-1510 担当...指導課
いじめ相談メール
 いじめで悩む市立小・中・高の児童・生徒・その保護者の相談
 □ijimesoudan@city.kawaguchi.lg.jp
 メールには①氏名②住所③児童生徒の在籍校名と学年を記載ください。
 担当...指導課

高齢者相談

認知症高齢者相談
 日~金曜日(祝日・年末年始を除く)9:00~17:00
 ☎048-258-1476 担当...川口市認知症高齢者相談所
健康生きがいづくりアドバイザーによる生きがい相談
 高齢者の健康や、生きがいづくりの相談
 日60歳以上の市民のかた
 場市内9カ所のたたら荘、鳩ヶ谷福祉センター(は~とふる鳩ヶ谷)
 ☎無料(ただし、施設の利用料100円が必要)
 日月2回程度(施設により異なりますのでお問い合わせください)
 問長寿支援課 ☎048-259-7651

中小企業相談

川口市中小企業融資相談
 低利(年0.8~1.5%)で長期返済可能な市の制度融資に関する相談
 場問経済総務課 ☎048-258-1647
中小企業経営診断(予約制)
 中小企業診断士が事業所で経営の相談をお受けします。
 申問産業振興課 ☎048-259-9019
埼玉県よろず支援拠点in川口(予約制)
 経営上のあらゆる問題に対する相談を行う出張相談窓口
 日3/9(水)・3/23(水)9:00~17:00
 場川口若者ゆめワーク1階セミナールーム(川口3-2-2)
 申問埼玉県よろず支援拠点事務局 ☎0120-973-248



創業相談
 日~金曜日(祝日、年末年始を除く)8:30~17:15
 場問産業振興課 ☎048-259-9019
 川口商工会議所 ☎048-228-2220
 鳩ヶ谷商工会 ☎048-281-5555

発明・商標無料相談会(予約制)
 特許・実用新案・意匠・商標の出願方法など、知的財産に関する相談
 日4/7(金)10:00~12:00/13:00~16:00 *相談は1件1時間程度
 場リリア11階 小会議室2号
 相談員...弁護士 細井 貞行 氏(英知国際特許事務所)
 申問川口産業振興公社(SKIPシティ7階) ☎048-263-1110

海外取引無料相談
 日市内中小企業や個人事業のかた
 日3/8(水)・3/22(水)9:00~12:00
 場問川口産業振興公社(SKIPシティ7階) ☎048-263-1110
起業個別相談会(中小企業診断士)(予約制・無料)
 日3/24(金)9:00~12:00 1人につき最大90分間
 場鳩ヶ谷商工会
 申問産業振興課 ☎048-259-9019

そのほかの相談

ボランティアに関する相談
 日火~金曜日 9:30~18:30 土曜日 9:30~17:30
 日曜日 9:30~17:00
 場問かわぐち市民パートナーステーション内(休所日:月曜日・祝日)
 かわぐちボランティアセンター ☎048-227-7640
外国人生活相談(日本語、中国語、英語、韓国語、タガログ語)
 市の情報提供、簡易な生活相談、日本語教室の案内
 日中国語・英語...火~土曜日・水曜日、タガログ語...土曜日
 10:00~12:00/13:00~17:00(祝日を除く)
 *相談員不在時は受け付けできません。
 場かわぐち市民パートナーステーション
 問協働推進課 ☎048-227-7607
無料建築相談(予約制)
 日場3/9(水) 14:00~16:00 鳩ヶ谷庁舎1階ロビー
 3/23(水) 14:00~16:00 西公民館会議室2号
 *1回の相談は50分程度
 申問住宅政策課 ☎048-242-6326
マンション管理相談(マンション管理士)(予約制・無料)
 分譲マンションの管理費や修繕積立金など、運営全般に関する相談
 日場3/17(金)13:00~16:00 西公民館会議室1号
 日市内マンション管理組合など *1回の相談は50分程度
 申問住宅政策課 ☎048-242-6326
女性のための悩みごと電話相談(女性カウンセラー)DV・セクハラなど
 日第2・第4水曜日(祝日の場合は翌日) 13:00~15:00
 フリーダイヤル ☎0120-532-317 担当...協働推進課
女性のための相談窓口(予約制・無料)
 日火曜日・金曜日(祝日・年末年始を除く)10:00~17:00
 ☎048-227-7605 担当...協働推進課
司法書士による夜間無料法律相談(予約制)
 相続・遺言・敷金返還・損害賠償・多重債務など
 日第1・第3水曜日18:00~20:30
 (相談者1組30分程度、1組まで)
 場かわぐち市民パートナーステーション
 申予約専用 ☎080-6743-0100(埼玉司法書士会川口支部)



品物は無償でお譲りいただけるものに限ります。
 登録期間は約3カ月です。

家庭内にある不用品を電話で市へ登録し、それを希望者に紹介します。掲載品は差し上げるかたがお持ち
 ちです。品物は当事者間での引き渡しとなります。
 (自転車、衣類、ベビーカーなど、一部取り扱えない
 品物もあります。2月7日時点での登録状況です。)

問経済総務課 ☎048-259-9025

ゆずってください

子ども用安全柵、パイプベッド、アップ
 ライトピアノ、電子ピアノ、琴、子ども
 用テニスラケット、ゴルフクラブ、毛糸
 と編み棒、植木鉢、着物の端切れ、臼
 と杵、火鉢、圧力鍋、洗濯機、テレビ、
 ヒデオデッキ、電動ミシン、ワープロ、
 ノートパソコン、ペンタブレット

さしあげます

ひな人形、羽子板飾り、破魔
 弓、介護用紙パンツとパッド、
 シルバーカー、ロフトランド
 杖、介護用すり、和だんす、
 サイドボード、収納箱、学習机
 といす、猫用ケージ、庭石、マツ
 サージェア